証券コード　7254
平成28年６月10日

株 主 各 位

静 岡 県 湖 西 市 鷲 津 2 4 1 8 番 地
株 式 会 社 ユ ニ バ ン ス
代表取締役会長　鈴 木 一 和 雄

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、46ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月27日（月曜日）午前10時
２．場　　所　静岡県湖西市鷲津2418番地
　株式会社ユニバンス　本社会議室

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第83期（自平成27年４月１日至平成28年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第83期（自平成27年４月１日至平成28年３月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.uvc.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令および当社定款第21条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.uvc.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

（第83回定時株主総会招集ご通知添付書類）

事　業　報　告

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、日本国内では経済政策や金融政策の効果が継続したことにより景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外では米国および欧州の主要先進国は回復基調であったものの、中国および新興諸国の経済は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、630億87百万円と前期に比べ16億94百万円（2.6％）の減少となりました。

利益面におきましては、営業利益は、日本拠点における売上減少および生産ロスの発生ならびに海外拠点の強化に伴う費用の発生により１億60百万円（前期比79.1％の減少）、経常利益は、為替評価損の発生により３億48百万円の損失（前期は18億11百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益および事業構造改善費用の計上、法人税等の発生により６億４百万円の損失（前期は17億79百万円の利益）となりました。

セグメントの概要は次のとおりです。

（単位：百万円）

事業区分	第82期		第83期		増減	
	売上高	営業利益又は営業損失(△)	売上高	営業利益又は営業損失(△)	売上高	営業利益
ユニット事業	37,200	1,276	35,938	320	△1,261 (△3.4%)	△955 (△74.9%)
部品事業	27,507	△612	27,078	△250	△428 (△1.6%)	361 (－%)
その他事業	917	116	613	76	△304 (△33.2%)	△40 (△34.8%)
消去又は全社	△844	△9	△543	15	－ －	－ －
合計	64,781	770	63,087	160	△1,694 (△2.6%)	△610 (△79.1%)

1）ユニット事業

売上高は359億38百万円（前期比3.4%減）となりました。セグメント利益につきましては、海外拠点の売上高の増加があったものの、日本拠点における売上減少および生産ロスの発生により３億20百万円（前期比74.9%減）となりました。

2）部品事業

売上高は270億78百万円（前期比1.6%減）となりました。セグメント利益につきましては、海外拠点の売上高の増加があったものの、日本拠点における売上減少および生産ロスの発生ならびに海外拠点の強化に伴う費用の発生により２億50百万円の損失（前期は６億12百万円の損失）となりました。

3）その他事業

セグメント利益につきましては、76百万円（前期比34.8%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として22億円および4.3百万ドルの調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、53億67百万円であります。

また、各セグメントの主な投資は、次のとおりであります。

ユニット事業における設備投資額は34億１百万円であり、主な内容は新規立ち上がりによるものであります。

部品事業における設備投資額は19億60百万円であり、内容は新規立ち上がりおよび増産投資によるものであります。

その他事業における設備投資額は６百万円であり、内容は設備の維持更新によるものであります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 80 期 (平成25年３月期)	第 81 期 (平成26年３月期)	第 82 期 (平成27年３月期)	第 83 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高（百万円）	64,184	64,624	64,781	63,087
営　業　利　益（百万円）	287	1,462	770	160
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	732	1,805	1,811	△348
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	416	1,653	1,779	△604
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	19.89	79.13	85.17	△28.95
総　資　産（百万円）	40,452	43,163	45,483	42,544
純　資　産（百万円）	16,756	18,624	20,736	18,447
１株当たり純資産額（円）	795.33	890.53	992.31	883.06

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社遠州クロム	10百万円	100.00	特殊メッキ加工業
株式会社ウエストレイク	15百万円	100.00	物流容器の洗浄および構内作業
富士協同運輸株式会社	10百万円	100.00	倉庫業および貨物梱包業務
ユニバンスＩＮＣ.	24百万US＄	100.00	自動車部品の製造販売
P.T.ユニバンスインドネシア	17百万US＄	94.94	同上
ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd.	202百万THB	100.00	同上

(6) 対処すべき課題

自動車市場は、主な成長市場が中国やインド、アセアンおよび南米などの新興国中心へ変化し、新興国市場でも環境意識が高まるなか、環境技術を含めた価格競争は厳しさを増し、新興国を中心とした自動車の現地生産や自動車部品の現地調達が更に進み、自動車部品業界では、グローバルでの製品の競争激化が一層加速すると予想されます。

このような環境下において、当社グループの対処すべき課題は、国内拠点における生産量の減少に対応した事業構造の変革および拡販活動の推進、海外拠点においては急激な事業拡大に伴う立上費用の増加により圧迫している収益力を強化することであり、下記内容のとおり国内事業の経営構造改革と海外事業の収益力向上に取り組んでまいります。

〔国内事業の取り組み〕 ・国内工場再編の推進
・新規拡販戦略の実行
・製品競争力強化へ向けた活動の推進

〔海外拠点の取り組み〕 ・集中的な収益力向上活動の推進

また、社会から信頼される企業として、地球環境への活動に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、透明性、健全性を更に高める活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容	主要製品
ユニット事業	マニュアルトランスミッション(M/T)	ＳＵＶ・商用車用トランスミッション
	四輪駆動装置	ＦＲ車用４WD用トランスファー、ＦＦ車用４WD用トランスファー、４WD用コンポーネント、ＥＶ・ＨＥＶ用ギヤボックス、ＡＴＶ用デフキャリア
	産業機械	農業機械用トランスミッション、建設機械用減速機、フォークリフト用トランスミッション
部品事業	部品	ＡＴ・ＣＶＴ用部品、デフ用部品、ワンウェイクラッチ、トランスミッション用部品、エンジン用ギヤ、ディスクブレーキ、ステアリング用部品
その他事業	物流・工場附帯サービス	物流容器の洗浄、構内作業、倉庫業、貨物梱包業務

(8) 主要な営業所および工場

当社	本社および本社工場：静岡県湖西市 湖西工場：静岡県湖西市 浜松工場：静岡県浜松市
株式会社遠州クロム	本社および本社工場：静岡県浜松市
株式会社ウエストレイク	本社および本社工場：静岡県湖西市
富士協同運輸株式会社	本社：静岡県湖西市
ユニバンスＩＮＣ.	本社および本社工場：アメリカ合衆国ケンタッキー州
P.T.ユニバンスインドネシア	本社および本社工場：インドネシア共和国
ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd.	本社および本社工場：タイ王国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ユニット事業	1,082（264）名	10（△156）名
部品事業	598（143）名	△66（△68）名
その他事業	55（56）名	△2（16）名
合計	1,735（463）名	△58（△208）名

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
992（187）名	△173（△88）名	40.7歳	18.2年

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額

（企業集団）

借入先	借入額（百万円）
株式会社静岡銀行	5,214
株式会社商工組合中央金庫	1,201
株式会社みずほ銀行	1,198

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事実はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　23,396,787株（自己株式2,481,911株を含む）

(3) 株主数　2,260名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
鈴木一和雄	2,469	11.81
スズキ株式会社	1,937	9.26
大同特殊鋼株式会社	1,900	9.08
株式会社静岡銀行	956	4.57
株式会社ミツバ	612	2.93
谷史子	539	2.58
谷朗	494	2.37
株式会社みずほ銀行	330	1.58
鈴木真保	328	1.57
宮本愛子	328	1.57

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．当社は、自己株式2,481,911株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	鈴木　一和雄	
代表取締役社長 （社長執行役員）	村松　通泰	内部監査室 担当
代表取締役副社長 （副社長執行役員）	谷　典幸	品質保証最高責任者 事業本部（事業管理部、商品開発部、営業部）、品質保証部 管掌 ＭＳ推進室 担当
取締役 （常務執行役員）	池谷光規	環境管理責任者、安全衛生責任者 生産本部、事業本部（技術部） 管掌
取締役 （常務執行役員）	櫻井芳久	財務担当責任者 経営統括本部、国内・海外関係会社、総務部、事業本部（購買部） 管掌
取締役	志藤昭彦	株式会社ヨロズ、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズ大分、株式会社ヨロズ愛知、株式会社庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズサービス、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社の代表取締役会長、株式会社アーレスティ社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	才木　進	
常勤監査役	鵜野恭弘	
監査役	神村　保	スズキ株式会社　参与
監査役	森嶋　正	森嶋公認会計士事務所代表
監査役	藤田英一	藤田英一税理士事務所代表

（注）１．取締役志藤昭彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役神村保氏、森嶋正氏および藤田英一氏は、社外監査役であります。
３．監査役神村保氏、森嶋正氏および藤田英一氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役神村保氏は、スズキ株式会社の監査役経験者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役森嶋正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役藤田英一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．代表取締役副社長谷典幸氏は、平成27年６月26日付けで取締役から代表取締役に就任いたしました。
５．当社は、取締役志藤昭彦氏、監査役森嶋正氏および監査役藤田英一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（ご参考）執行役員

会社における地位	氏名	担当
執行役員	小島二郎	ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd. 担当
執行役員	池谷明大	総務部 担当
執行役員	山本正敏	ユニバンスINC. 担当
執行役員	大石哲司	事業本部（営業部、技術部） 担当
執行役員	谷健輔	P.T.ﾕﾆﾊﾞﾝｽｲﾝﾄﾞﾈｼｱ 担当
執行役員	加藤忠彦	先行開発 担当
執行役員	藤田博文	品質保証部 担当
執行役員	吉中利彦	生産本部 担当
執行役員	曽布川守男	経営統括本部 担当
執行役員	柳沢達也	事業管理部、商品開発部 担当
執行役員	杉浦宏始	購買部 担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役 （社外取締役）	6 (1)	126,100 (4,000)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	34,680 (9,480)
合計 （社外役員）	11 (4)	160,780 (13,480)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第73回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月28日開催の第73回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

３．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役報酬は、定額報酬と業績連動賞与の２本立てとし、株主総会でご承認いただいた報酬枠内で決定しております。定額報酬は取締役会からの委任により代表取締役が決定し、業績連動賞与については企業業績を反映させることを基本にしております。なお、役員報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じ自社株式を購入し、在任中は保有することにしております。

監査役報酬については、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、各監査役間の協議に基づく適正な決定額を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	志藤昭彦	株式会社ヨロズ 株式会社ヨロズ栃木 株式会社ヨロズ大分 株式会社ヨロズ愛知 株式会社庄内ヨロズ 株式会社ヨロズエンジニアリング 株式会社ヨロズサービス ﾖﾛｽﾞJBMｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞﾀﾐﾙﾅﾄﾞｩ社 株式会社アーレスティ	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 社外取締役（監査等委員）
監査役	神村保	スズキ株式会社	参与
監査役	森嶋正	森嶋公認会計士事務所	代表
監査役	藤田英一	藤田英一税理士事務所	代表

（注）当社とスズキ株式会社とは製品販売等の取引関係が、株式会社アーレスティとは粗形材購入等の取引関係がありますが、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 志藤昭彦	12	92.3	―	―
監査役 神村保	17	100.0	14	100.0
監査役 森嶋正	17	100.0	14	100.0
監査役 藤田英一	17	100.0	14	100.0

（注）取締役志藤昭彦氏は、平成27年６月26日開催の第82回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は13回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役会において、取締役志藤昭彦氏は、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づく発言を行っております。

取締役会および監査役会において、監査役神村保氏は主要自動車メーカーの監査役経験者としての知見に基づく発言を行っており、監査役森嶋正氏は公認会計士としての知見から、監査役藤田英一氏は税理士としての知見に基づいた企業会計の専門的見地から助言・提言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役志藤昭彦氏および社外監査役の３名（神村保氏、森嶋正氏、藤田英一氏）とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額 （ 千 円 ）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社子会社ユニバンスINC.、P.T.ユニバンスインドネシアおよびユニバンスタイランドCo.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該子会社の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法「これらの法律に相当する外国の法令を含む。」の規定によるものに限る。）を行っております。

５．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役、執行役員および使用人は、「コンプライアンスマニュアル」「取締役会規程」「稟議規程」その他の社内規程に則り職務を遂行します。

（運用状況）

取締役会規程に基づき、当事業年度においては、取締役会を17回開催し、各議案について審議、決定しております。

②取締役、執行役員および使用人が法令、社会規範、社内の規則等を遵守するための基本事項を定めた「コンプライアンスマニュアル」を遵守するとともに、企業倫理の推進を行うコンプライアンス委員会は必要に応じてこれを改訂します。

（運用状況）

当事業年度においては「コンプライアンスマニュアル」の改訂はありませんでした。

③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス委員会等で適切に審議します。

（運用状況）

当事業年度において、コンプライアンス委員会を開催し企業倫理とコンプライアンスに関する協議を実施しております。

④監査役は監査役会の定める監査役会規則に従い、取締役の職務執行について監査を行います。

（運用状況）

監査役は、当事業年度に開催した取締役会、常務会に出席し、取締役の職務執行について監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報は、法令および社内規程に基づき、各担当部門に適切に保存および管理させます。

（運用状況）

取締役の職務の執行に関わる情報の保存管理は、取締役会規程などの社内規程に基づき、適切に保管および管理を行っており、必要に応じて閲覧できるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①年度事業計画により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務の執行および予算の執行を行います。また、重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた社内規程に則り、適切に付議します。

（運用状況）

取締役会にて当事業年度の事業計画を審議・決定し、稟議規程に基づいて、業務の執行および予算の執行に関する決裁を行っております。

②各部門の業務遂行に関して発生が予想されるリスクは、各部門において当該リスクの予防や対処に関する社内規程や各種会議体に従って対処します。

（運用状況）

品質・安全・環境などの事業に関連する様々なリスクに適切に対応する為に、各種会議体や専門委員会に従って対処しております。

③災害時の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置および保険付保等を行います。

（運用状況）

大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中期経営計画および年度事業計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し一貫した方針管理を行います。

（運用状況）

取締役会にて当事業年度の中期経営計画および年度事業計画に関して審議・決定し、方針管理規程に基づいて、組織の各階層での方針管理を行っております。

②取締役会を月１回開催する他必要に応じて随時開催し、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役および執行役員の業務執行状況を監督します。また執行役員等で構成される業務執行推進会議を月１回以上開催し、職務執行に伴う個別の経営課題の迅速な解決を図ります。

（運用状況）

当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要事項に関して審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役から業務執行状況が報告されています。

また、業務執行推進会議を12回開催し、職務執行に伴う経営課題に関して迅速な解決を図っております。

③組織編制を適宜見直し、責任を明確にするとともに関連部門間の連携強化を図り効率的な職務執行体制を構築します。

（運用状況）

当事業年度においての組織編制の見直しはありませんでしたが、責任を明確にした効率的な職務執行体制で業務を執行しております。

(5) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①ユニバンスグループの経営ビジョン・中期経営計画を制定し、国内外のグループ会社に展開しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。

（運用状況）

ユニバンスグループの中期経営計画および年度事業計画に関して取締役会にて審議・決定し、国内外のグループ会社に展開しております。

②関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、事前協議・承認事項・報告事項を定め、関係会社から当社に対し速やかにまたは定期的に報告を受ける体制とします。また、関係会社管理規程に則り、損失の危険が発生した場合は関係会社と連携して適切に対処します。

（運用状況）

国内外のグループ会社は、当年度事業活動実績と来年度事業計画案を報告し、来年度事業計画に関して当社の取締役会で審議・決定をしております。

③定期的な事前協議・報告を通じて、関係会社の経営・事業活動を適切に管理・監督し、関係会社の業務の適正性・適法性を確保します。

（運用状況）

国内外のグループ会社から、月１回の事業活動実績の報告を受けて、経営・事業活動を管理・監督しております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①現在、当社は監査役会の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、法令に従い監査役会から求められた場合には、監査役会と協議の上、必要に応じて使用人を置くこととします。

②監査役会が補助者をおく場合には、その人事については、事前に監査役会の同意を得ます。

（運用状況）

当事業年度においては、監査役会の職務を補助する使用人の配置はしておりません。

(7) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告する体制

①取締役、執行役員および使用人は、主な業務執行について取締役会等を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

（運用状況）

外部監査役を含め、監査役が出席した取締役会において、取締役及び執行役員から重要事項に関して報告しております。

②取締役、執行役員および使用人は、監査役会が定めた監査役の求めに応じ、随時監査役に報告します。

（運用状況）

取締役、執行役員および使用人は、監査役から求められた事項に関して随時報告しております。

③内部監査室からは、内部統制に係る整備・運用状況評価の結果を報告します。

（運用状況）

内部監査室から当事業年度の内部監査の評価結果を報告しております。

(8) 監査役へ通報した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンスマニュアル」に則り、監査役への報告を理由として、いかなる不利益な取扱いを行わないとともに、不利益な扱いを受けないよう適切な措置を講じます。

（運用状況）

当事業年度においては、当該報告はありませんでした。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

①監査役会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設定します。

（運用状況）

監査役会の職務執行に生ずる費用に関して、当事業年度の予算を設定しております。

②監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

（運用状況）

当事業年度においては、該当する請求はありませんでした。

③監査役会が、独自に外部専門家を監査役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

（運用状況）

当事業年度においては、該当する費用発生はありませんでした。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①主要な会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による取締役、執行役員および使用人へのヒアリング対応や重要書類の閲覧の機会を確保します。

（運用状況）

監査役は、当事業年度に開催された取締役会、常務会および業務執行推進会議等の重要な会議に出席しております。

②会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会を確保します。

（運用状況）

会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況の情報交換を実施しております。

③監査役、代表取締役および内部監査室との定期的な意見交換会を実施します。

（運用状況）

監査役、代表取締役および内部監査室との定期的な意見交換を行ったほか、必要に応じて、適宜、情報交換を実施しております。

６．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えており、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年６月26日開催の第81回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご決議いただいております。

本対応方針の内容については、当社ホームページ(http://www.uvc.co.jp/)をご参照ください。

(3) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「会社の支配に関する基本方針」の内容で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③　本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

①　企業価値および株主共同利益向上の取組み

当社グループは、昭和１２年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、ユニバンスは「独立メーカーとして技術を中心に生きていく」を中期経営ビジョンに掲げ、一つ目は「全社体質改善の徹底により、足元を固め筋肉質な企業体を築くこと」、二つ目として「市場､顧客ニーズに合致した高付加価値商品を効率的にビジネス展開すること」を中期経営方針として、事業構造改革に取り組んでいます。

自動車業界において、完成車メーカーの現地生産と自動車部品の地産地消化が高まる中、グローバル競争を勝ち抜くため、製品・技術開発力強化、グローバル調達と海外拠点の強化を推進させ、製品競争力と収益力の向上に取り組んでまいります。また、高収益企業を目指し、“ユニバンス流ものつくり”（＝UNIVANCE Production Way）の革新と新技術の実用化による次世代ビジネスの確立を推進してまいります。

今後も、中・長期を見据えた連結経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、当社グループ一丸によるグローバルな企業価値向上に取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の皆様の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を採用しており、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は定時取締役会を１ヶ月に１回開催するとともに、必要に応じて常務会を開催し、経営に関する重要事項について充分な審議を行い決定につなげております。

監査役は５名で構成されており、うち２名が常勤監査役、３名が社外監査役であります。監査役には原則として財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣からは独立した立場にある社外監査役を選任し、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たせる仕組みを構築しております。

また、社長直轄の内部監査室による監査と併せて、内部牽制と監査体制を強化しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**19,415,780**	**流動負債**	**15,069,321**
現金及び預金	2,524,424	支払手形及び買掛金	7,169,892
受取手形及び売掛金	9,117,849	短期借入金	2,812,746
製品	1,424,694	未払金	2,747,790
仕掛品	1,425,999	未払費用	1,088,465
原材料及び貯蔵品	3,376,852	リース債務	3,540
繰延税金資産	217,675	未払法人税等	175,642
前払費用	331,694	賞与引当金	616,955
その他	1,003,488	環境対策引当金	28,563
貸倒引当金	△6,897	製品保証引当金	216,136
固定資産	**23,128,437**	繰延税金負債	2,247
有形固定資産	**18,631,361**	その他	207,340
建物	3,083,433	**固定負債**	**9,027,125**
構築物	451,137	長期借入金	4,871,944
機械装置	9,652,769	リース債務	6,785
車両運搬具	69,785	繰延税金負債	612,726
工具器具備品	624,670	退職給付に係る負債	3,363,602
土地	2,157,369	役員退職慰労引当金	84,105
リース資産	9,834	資産除去債務	87,960
建設仮勘定	2,582,360	**負債合計**	**24,096,447**
無形固定資産	**810,492**	（純資産の部）	
電話加入権	11,608	**株主資本**	**17,573,816**
借地権	680,618	資本金	3,500,000
施設利用権	624	資本剰余金	2,075,882
ソフトウエア	116,882	利益剰余金	12,670,806
その他	758	自己株式	△672,873
投資その他の資産	**3,686,583**	**その他の包括利益累計額**	**873,954**
投資有価証券	3,384,628	その他有価証券評価差額金	1,327,382
繰延税金資産	180,458	為替換算調整勘定	△155,418
その他	121,496	退職給付に係る調整累計額	△298,008
資産合計	**42,544,218**	**純資産合計**	**18,447,770**
		負債純資産合計	**42,544,218**

連結損益計算書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**63,087,097**
売上原価	**56,937,636**
売上総利益	**6,149,461**
販売費及び一般管理費	**5,988,573**
営業利益	**160,887**
営業外収益	**208,435**
受取利息	1,915
受取配当金	69,416
受取賃貸料	25,522
持分法による投資利益	4,483
受取補償金	36,254
その他	70,843
営業外費用	**717,507**
支払利息	68,580
減価償却費	6,267
外国源泉税	61,878
為替差損	579,042
その他	1,739
経常損失（△）	**△348,184**
特別利益	**976,623**
固定資産売却益	17,263
投資有価証券売却益	854,821
国庫補助金	104,538
特別損失	**740,031**
固定資産売却損	1,515
固定資産除却損	7,015
固定資産圧縮損	27,529
事業構造改善費用	619,991
減損損失	77,779
その他	6,200
税金等調整前当期純損失（△）	**△111,592**
法人税、住民税及び事業税	**181,048**
過年度法人税等	**102,349**
法人税等調整額	**218,593**
当期純損失（△）	**△613,584**
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	**△8,881**
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	**△604,702**

連結株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,500,000	2,075,882	13,463,746	△672,755	18,366,873
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△188,236		△188,236
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△604,702		△604,702
自己株式の取得				△118	△118
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△792,939	△118	△793,057
当連結会計年度末残高	3,500,000	2,075,882	12,670,806	△672,873	17,573,816

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,701,702	45,013	△383,058	2,363,656	6,074	20,736,604
連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△188,236
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△604,702
自己株式の取得						△118
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,374,320	△200,432	85,050	△1,489,702	△6,074	△1,495,776
連結会計年度中の変動額合計	△1,374,320	△200,432	85,050	△1,489,702	△6,074	△2,288,834
当連結会計年度末残高	1,327,382	△155,418	△298,008	873,954	－	18,447,770

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,819,210**	**流動負債**	**14,261,955**
現金及び預金	1,898,374	買掛金	5,957,796
受取手形	902	短期借入金	1,050,000
売掛金	8,315,646	一年以内返済予定の長期借入金	2,552,746
製品	901,717	未払金	2,680,674
仕掛品	1,260,713	未払費用	968,797
原材料及び貯蔵品	1,782,606	リース債務	3,540
材料支給未収入金	799,123	未払法人税等	130,643
未収収益	1,463	賞与引当金	591,115
未収入金	610,040	製品保証引当金	119,102
前払費用	72,017	環境対策引当金	28,563
その他	3,387	その他	178,974
繰延税金資産	181,217	**固定負債**	**8,620,797**
貸倒引当金	△8,000	長期借入金	4,871,944
固定資産	**23,258,623**	リース債務	6,785
有形固定資産	**9,721,367**	資産除去債務	87,130
建物	1,635,369	退職給付引当金	2,960,514
構築物	445,255	役員退職慰労引当金	84,105
機械装置	5,193,700	繰延税金負債	610,317
車両運搬具	39,295	**負債合計**	**22,882,753**
工具器具備品	257,248	（純資産の部）	
土地	1,772,144	**株主資本**	**14,866,056**
リース資産	9,834	**資本金**	**3,500,000**
建設仮勘定	368,519	**資本剰余金**	**2,076,998**
無形固定資産	**503,482**	資本準備金	1,812,751
電話加入権	11,280	その他資本剰余金	264,246
借地権	392,913	**利益剰余金**	**9,958,645**
施設利用権	624	利益準備金	718,322
ソフトウエア	97,906	その他利益剰余金	9,240,322
その他	758	買換資産積立金	195,934
投資その他の資産	**13,033,773**	固定資産圧縮積立金	81,080
投資有価証券	3,265,012	別途積立金	5,319,095
関係会社株式	879,573	繰越利益剰余金	3,644,213
関係会社長期貸付金	9,322,422	**自己株式**	**△669,587**
その他	34,774	**評価・換算差額等**	**1,329,024**
貸倒引当金	△468,008	その他有価証券評価差額金	1,329,024
資産合計	**39,077,834**	**純資産合計**	**16,195,081**
		負債純資産合計	**39,077,834**

損　益　計　算　書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	46,636,786
売上原価	41,629,827
売上総利益	5,006,958
販売費及び一般管理費	4,507,378
営業利益	499,579
営業外収益	269,365
営業外費用	250,876
経常利益	518,069
特別利益	971,321
固定資産売却益	11,962
投資有価証券売却益	854,821
国庫補助金	104,538
特別損失	3,934,509
固定資産除却損	6,851
固定資産売却損	1,515
固定資産圧縮損	27,529
事業構造改善費用	619,991
関係会社株式評価損	2,734,132
関係会社貸倒引当金繰入額	460,508
減損損失	77,779
その他	6,200
税引前当期純損失（△）	△2,445,118
法人税、住民税及び事業税	142,837
過年度法人税等	26,845
法人税等調整額	17,968
当期純損失（△）	△2,632,769

株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					買換資産積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,500,000	1,812,751	264,246	718,322	208,817	85,070	5,319,095	6,448,345	△669,469	17,687,180
当期変動額										
買換資産積立金の取崩					△12,883			12,883		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,990		3,990		－
剰余金の配当								△188,236		△188,236
当期純損失（△）								△2,632,769		△2,632,769
自己株式の取得									△118	△118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△12,883	△3,990	－	△2,804,132	△118	△2,821,124
当期末残高	3,500,000	1,812,751	264,246	718,322	195,934	81,080	5,319,095	3,644,213	△669,587	14,866,056

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,702,700	2,702,700	20,389,881
当期変動額			
買換資産積立金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△188,236
当期純損失（△）			△2,632,769
自己株式の取得			△118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,373,675	△1,373,675	△1,373,675
当期変動額合計	△1,373,675	△1,373,675	△4,194,799
当期末残高	1,329,024	1,329,024	16,195,081

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月24日

株式会社ユニバンス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　木　勝　広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月24日

株式会社ユニバンス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　木　勝　広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

株式会社ユニバンス　監査役会

常勤監査役　才　木　　進　㊞

常勤監査役　鵜　野　恭　弘　㊞

社外監査役　神　村　　保　㊞

社外監査役　森　嶋　　正　㊞

社外監査役　藤　田　英　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策とし、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、第83期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他剰余金の処分はございません。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は41,829,752円となります。

また、中間配当金（１株につき４円）を含めました年間配当金は、普通株式１株につき金６円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

①　当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに取締役への権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の透明性および効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。

②　会社法の改正により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行うものであります。

責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ＜削除＞ ２．監査等委員会 ３．会計監査人
第５条～第21条（条文省略）	第５条～第21条（現行どおり）
（員数） 第22条　当会社の取締役は５名以上とする。	（員数） 第22条　当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。）は５名以上とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は３名以上とする。

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第23条　取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第23条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
（任期） 第24条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第24条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第25条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役） 第25条　取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
第26条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第27条　（条文省略） ２　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第27条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（新設）	３　前２項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第28条　取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日より５日前に発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第28条　取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日より５日前までに発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第29条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第30条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第31条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第32条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第33条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（相談役及び顧問） 第33条　（条文省略）	（相談役及び顧問） 第34条　（現行どおり）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第35条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第36条　監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日より５日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第37条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第38条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（員数） 第34条　当会社の監査役は３名以上とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第35条　監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第37条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第38条　監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日より５日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第40条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第41条　監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役との責任免除） 第42条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（削除）
第43条～第49条（条文省略）	第39条～第45条（現行どおり）
（新設）	附則 （社外監査役の責任免除に関する経過措置） 平成28年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関し、社外監査役と締結済の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条に定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鈴木　一和雄（すずき　いわお） （昭和22年３月18日生）	昭和44年３月　当社入社 昭和58年７月　当社企画部長 昭和60年６月　当社取締役 昭和63年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役社長執行役員 平成23年６月　当社代表取締役会長（現任）	2,469,155株
2	村松　通泰（むらまつ　みちやす） （昭和29年３月９日生）	昭和51年３月　当社入社 平成16年７月　当社第二商品開発部長 平成18年７月　当社執行役員 平成20年６月　当社取締役常務執行役員 平成21年６月　当社代表取締役常務執行役員 平成23年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	77,461株
3	谷　典幸（たに　のりゆき） （昭和37年５月27日生）	平成10年１月　アイエス精機株式会社入社 平成22年１月　当社経営管理部長 平成23年３月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役副社長 副社長執行役員 平成27年６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員　品質保証最高責任者（現任）	266,630株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	池谷 光規（いけや みつのり） （昭和30年４月18日生）	昭和51年４月　アイエス精機株式会社入社 平成21年７月　当社工機部長 平成23年３月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員　安全衛生責任者、環境管理責任者（現任）	30,982株
5	櫻井 芳久（さくらい よしひさ） （昭和34年５月19日生）	昭和58年３月　当社入社 平成16年７月　当社財務室長 平成22年１月　当社購買部長 平成22年７月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員　財務担当責任者（現任）	24,389株
6	志藤 昭彦（しどう あきひこ） （昭和18年１月30日生）	昭和43年４月　萬自動車工業株式会社（現株式会社ヨロズ）入社 昭和58年６月　同社取締役 平成４年６月　同社代表取締役専務 平成８年６月　同社代表取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役社長 平成20年６月　同社代表取締役会長　最高経営責任者（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヨロズ、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズ大分、株式会社ヨロズ愛知、株式会社庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズサービス，ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社の代表取締役会長、株式会社アーレスティ社外取締役（監査等委員）	766株

（注）１．当社と株式会社アーレスティとは粗形材購入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．志藤昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．志藤昭彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
４．志藤昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき当社の経営の監督を遂行していただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．志藤昭彦氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年になります。
６．当社と志藤昭彦氏とは、会社法第427条第１項の規程による責任限定契約を法令に定める最低限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、改めて同様の内容の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鵜野　恭弘（うの　やすひろ） （昭和30年３月９日生）	昭和53年４月　日産自動車株式会社入社 平成５年１月　同社人事部主担、当社出向 平成14年４月　㈱日産ヒューマン・インフォメーション・サービス（現ジェンパクトジャパン㈱）取締役人事サービスセンター長 平成17年４月　当社人事部長 平成18年７月　当社執行役員 平成24年４月　当社常務執行役員 平成27年６月　当社常勤監査役（現任）	42,029株
2	神村　保（かみむら　たもつ） （昭和21年５月13日生）	昭和45年４月　鈴木自動車工業株式会社（現スズキ株式会社）入社 平成10年４月　同社経理部長 平成11年４月　同社経営企画部長 平成15年４月　同社監査役室総括グループ長 平成15年６月　当社監査役（現任） 平成16年６月　スズキ株式会社常勤監査役 平成26年６月　スズキ株式会社参与（現任）	1,838株
3	森嶋　正（もりしま　ただし） （昭和23年１月23日生）	昭和47年４月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和51年３月　公認会計士開業登録 平成５年11月　森嶋公認会計士事務所代表（現任） 平成18年６月　当社監査役（現任）	4,175株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ふじ　た　えい　いち 藤　田　英　一 （昭和24年６月７日生）	昭和43年４月　名古屋国税局採用 平成13年７月　静岡税務署副署長 平成18年７月　富士税務署長 平成20年９月　藤田英一税理士事務所開設（現任） 平成26年６月　当社監査役（現任）	2,838株

（注）１．当社とスズキ株式会社との間には製品販売等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．神村　保、森嶋　正および藤田英一の３氏は、社外取締役候補者であります。

３．森嶋　正氏および藤田英一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、改めて同証券取引所に届け出る予定であります。

４．神村　保氏は、主要自動車メーカーの監査役経験者であり、高い知見を有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

５．森嶋　正氏は、公認会計士として高い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

６．藤田英一氏は、税理士として高い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

７．神村　保氏、森嶋　正氏および藤田英一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって神村　保氏は13年、森嶋　正氏は10年、藤田英一氏は２年になります。

８．各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月28日開催の第73回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、平成18年６月28日開催の第73回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの監査役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net
（ウェブ行使）

２．議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA)以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031（受付時間　9:00～21:00 ）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

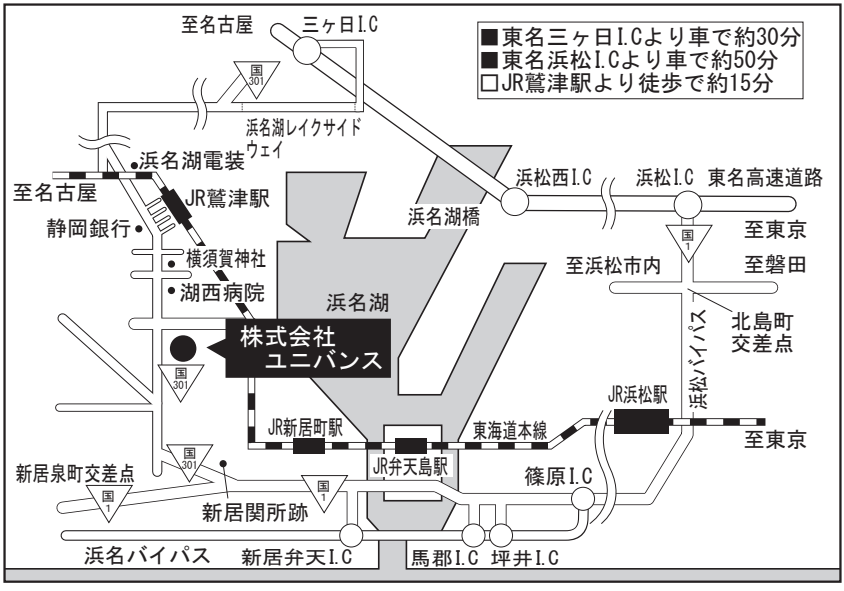
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会会場ご案内図



FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080